

もう一度確認してみましょう！

## 容器包装プラスチックになるもの

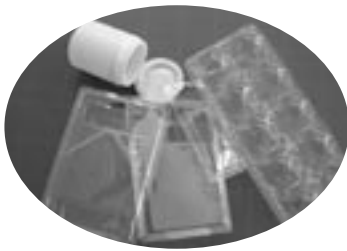
このマークのついているものが対象になります。



- ①商品の容器または包装であるもの。
- ②商品を入れているものや商品を包んでいるもの。
- ③中身の商品を使い切った場合にいらなくなるもの。
- ④一般的に、商品の容器または包装であると考えられるもの。

きれいに洗ってよく乾かして出してください。

容器包装プラスチックは資源としてリサイクルされるため、分別の徹底が必要です。容器包装プラスチック以外のもの、危険物（カミソリ、釘、百円ライター等）、水洗いされていない汚れた容器などが混入されています。容器包装リサイクル協会より分別の改善要請があり、分別が悪いと、今後のゴミの引き取りを拒否され、大変困ることになります。もう一度、容器包装プラスチックの分別を確認しましょう。



ボトル類



箱（ケース）類



トレイ類

カップ類



チューブ類



## 容器包装プラスチックにならないもの

※豆腐パック以上の硬さのものが対象となります。菓子袋、ビニール袋、ラップ類、ラベル等やわらかいものは燃えるゴミになります。



※汚れがひどいもの（洗っても汚れが落ちないもの）はその他プラスチックになります。



プラスチック製ライター

スプレー缶



カミソリ（柄がプラスチック製のもの）



ペットボトル

このマークのついているものが対象になります。

ふたは容器包装プラスチックへ



ラベルは燃えるゴミへ



■問い合わせ／生活衛生課  
☎ 78-1113